

## 国民健康保険診療報酬明細書資格審査・内容点検業務委託仕様書

業務場所 能美市役所保険年金課

業務期間 令和8年10月1日から令和9年9月30日  
地方自治法施行令第167条の17による長期継続契約

業務日 1日あたり6時間、1ヵ月あたり延べ17日間平日に出務すること。  
(具体的な業務日は、前月までに保険年金課と協議のうえ決定する。)

業務量 診療報酬明細書 月12,600件

### 業務の範囲及び内容

#### (1) 診療報酬明細書業務

- ① 過誤処理
- ② 石川県国民健康保険団体連合会に提出した紙媒体の診療報酬明細書が戻ってきたら書庫に戻す。
- ③ 再審査(請求分)をレセプト管理システムで処理
- ④ 内容点検 単月・縦覧・横覧・医科と調剤の突合・医療と介護の給付調整に係るもの・第三者行為の発見に係る給付発生原因の点検

#### (2) 国保・後期・介護算定通知等発送業務

### その他

- (1) 業務にあたっては、関係法令等を十分に遵守すること。
- (2) 業務に従事する者は全員が一般財団法人 日本医療教育財団「医療事務技能審査試験」の合格者であることとし、レセプト点検業務については経験があるものとする。
- (3) 業務に従事する者は個人情報の管理を行う能力を有するものを従事させること。  
また、受注者はプライバシーマーク(JISQ15001)もしくはISMS(JISQ27001)等の情報マネジメントシステムを取得していること。
- (4) レセプトの原本・コピー等は、作業場所以外へは持ち出さないこと。
- (5) 業務上必要となる諸材料及び参考図書については、発注者が現場支給する次の物品以外はすべて受注者が負担するものとする。
- (6) 業務にあたっては、個人情報の取扱いについては、個人情報の取り扱いに関する特記仕様書を遵守すること。